

# 熊本県公報

第 1 1 4 4 9 号  
平成 18 年 8 月 28 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画……………(高齢者支援総室) 1
  - 産業廃棄物処理施設の設置許可申請に伴う縦覧……………(廃棄物対策課) 1
  - 一般廃棄物処理施設の設置許可申請に伴う縦覧……………( " ) 2
  - 自転車歩行者専用道路の指定……………(道路保全課) 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県私立学校審議会の開催……………(私学文書課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 882 号

平成 18 年 8 月 7 日熊本県告示第 813 号(介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画)の一部を次のように改正する。

平成 18 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

5 の別紙の表 41 の項調査を行う指定調査機関の欄を次のように改める。

熊本県社会福祉協議会

5 の別紙の表 56 の項対象事業所名の欄を次のように改める。

ケンコウ堂出町店

5 の別紙の表 56 の項調査月の欄中「8 月」を「9 月」に改め、同項公表月の欄中「9 月」を「10 月」に改め、同表 57 の項法人の名称の欄中「ケンコウ堂メディカル」を「ケンコウ堂メデカル」に改め、同項対象事業所名の欄を次のように改める。

ケンコウ堂上熊本店

5 の別紙の表 57 の項調査月の欄中「8 月」を「9 月」に改め、同項公表月の欄中「9 月」を「10 月」に改める。

### 熊本県告示第 883 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書(添付された書類及び図面を含む。以下同じ。)を縦覧に供する。

なお、同条第 6 項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 18 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
熊本県菊池市西寺 633 番地 2  
九州産廃株式会社 代表取締役 前田博憲
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
熊本県菊池市原字寄草 4589 番 9 ほか
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 14 号ハに掲げるもの(管理型最終処分場)
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、燃え殻、木くず、動植物性残さ、繊維くず、紙くず、鋳さい、ばいじん、13 号廃棄物、廃プラスチック類、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(以上、自動車等破砕物であるものを含む。)

- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力  
面積 34,518 平方メートル  
埋立容量 390,205 立方メートル
- 6 申請年月日  
平成 18 年 2 月 3 日
- 7 申請書の縦覧場所  
菊池市隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間  
(1) 期間  
平成 18 年 8 月 28 日から平成 18 年 9 月 28 日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）  
(2) 時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項  
(1) 提出先  
次のいずれかの部署に提出すること。  
ア 〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県環境生活部廃棄物対策課  
イ 〒 861-1331 菊池市隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課  
(2) 記載事項  
次の事項を日本語で記載すること。  
ア 提出者の住所及び氏名  
イ 対象とする事業名  
事業が特定できるように記載すること。  
(例)「九州産廃株式会社」が菊池市に設置を予定している産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）事業（平成 18 年 2 月 3 日設置許可申請の事業）」  
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先  
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。  
(1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号 096-333-2279  
(2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号 0968-25-4155

#### 熊本県告示第 884 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。  
なお、同条第 6 項の規定により当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 18 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
熊本県菊池市西寺 633 番地 2  
九州産廃株式会社 代表取締役 前田博憲
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
熊本県菊池市原字寄草 4589 番 9 ほか
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 2 項に掲げる一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
燃え殻、紙くず、木くず、廃プラスチック類、廃家電類、廃家具類、廃マット類、汚泥、ガラスくず等の焼却不適物
- 5 一般廃棄物処理施設の能力  
面積 34,518 平方メートル  
埋立容量 390,205 立方メートル
- 6 申請年月日  
平成 18 年 2 月 3 日
- 7 申請書の縦覧場所  
菊池市隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間  
(1) 期間  
平成 18 年 8 月 28 日から平成 18 年 9 月 28 日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）  
(2) 時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項  
(1) 提出先

- 次のいずれかの部署に提出すること。
- ア 〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
  - イ 〒 861-1331 菊池市隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- (2) 記載事項  
次の事項を日本語で記載すること。
- ア 提出者の住所及び氏名
  - イ 対象とする事業名  
事業が特定できるように記載すること。
- (例)「九州産廃株式会社」が菊池市に設置を予定している一般廃棄物処理施設（最終処分場）事業（平成 18 年 2 月 3 日設置許可申請の事業）」
- ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先  
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
- (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号 096-333-2279
  - (2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号 0968-25-4155

**熊本県告示第 885 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

| 道路の種類 | 路 線 名         | 指 定 す る 道 路 の 部 分                    | 幅 員<br>(メートル)   | 延 長<br>(メートル) |
|-------|---------------|--------------------------------------|-----------------|---------------|
| 一般県道  | 湯前人吉<br>自転車道線 | 球磨郡湯前町字上大瀬                           | 4.7             | 25.3          |
|       |               | 921 番 4 地先から                         |                 |               |
|       |               | 同 所<br>921 番 4 地先まで                  |                 |               |
| "     | "             | 球磨郡湯前町字上大瀬                           | 4.7             | 210.8         |
|       |               | 同 所<br>891 番 地先まで                    |                 |               |
| "     | "             | 球磨郡湯前町字上大瀬                           | 5.2             | 73.1          |
|       |               | 同 所<br>892 番 地先まで                    |                 |               |
| "     | "             | 球磨郡湯前町字下大瀬                           | 5.2             | 211.3         |
|       |               | 同 所<br>796 番 地先から<br>839 番 地先まで      |                 |               |
| "     | "             | 球磨郡湯前町字下大瀬                           | 4.7<br>～<br>5.2 | 188.9         |
|       |               | 同町字下松下<br>842 番 地先から<br>648 番 4 地先まで |                 |               |
| "     | "             | 球磨郡多良木町大字黒肥地字井手詰                     | 4.7             | 137.7         |
|       |               | 同 所<br>265 番 2 地先から<br>207 番 地先まで    |                 |               |
| "     | "             | 球磨郡多良木町大字黒肥地字井手詰                     | 4.7             | 302.3         |
|       |               | 同 所<br>207 番 地先から<br>181 番 1 地先まで    |                 |               |

|      |               |   |                 |       |
|------|---------------|---|-----------------|-------|
| 一般県道 | 湯前人吉<br>自転車道線 | 球磨郡多良木町大字多良木字中鶴<br>66 番 1 地先から<br>同 所<br>67 番 2 地先まで          | 4.7             | 111.8 |
| "    | "             | 球磨郡多良木町大字多良木字中鶴<br>70 番 1 地先から<br>同 所<br>89 番 1 地先まで          | 4.7             | 328.4 |
| "    | "             | 球磨郡多良木町大字多良木字中鶴<br>94 番 1 地先から<br>同 所<br>94 番 5 地先まで          | 4.5<br>~<br>4.7 | 50.1  |
| "    | "             | 球磨郡多良木町大字多良木字中鶴<br>94 番 5 地先から<br>同町大字多良木字土橋<br>443 番 11 地先まで | 4.7             | 114.6 |
| "    | "             | 球磨郡多良木町大字多良木字土橋<br>443 番 11 地先から<br>同 所<br>443 番 1 地先まで       | 4.7             | 44.8  |
| "    | "             | 球磨郡多良木町大字多良木字土橋<br>443 番 1 地先から<br>同 所<br>466 番 地先まで          | 4.7             | 314.3 |
| "    | "             | 球磨郡多良木町大字多良木字土橋<br>466 番 地先から<br>同 所<br>490 番 1 地先まで          | 4.7             | 71.7  |

2 指定する期日 平成 18 年 8 月 28 日

## 登載依頼

## 熊本県私立学校審議会公告第 1 号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 18 年 8 月 28 日

熊本県私立学校審議会長 上 田 祐 規

- 1 開催日時  
平成 18 年 9 月 1 日（金）  
午後 2 時から午後 4 時まで（予定）
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園 28-51  
熊本テルサ 2 階 りんどう・つばき
- 3 議題

## 【諮問事項】

- (1) 高等学校関係（公開）
  - ① 熊本フェイス学院高等学校の収容定員減に係る学則変更認可
  - ② 東海大学付属第二高等学校の収容定員減に係る学則変更認可
  - ③ 菊池女子高等学校の収容定員減に係る学則変更認可
- (2) 各種学校関係
  - ① 熊本予備校の廃止認可（公開）

## 【事前協議事項】

- (1) 高等学校関係（公開）
  - ① 慶誠高等学校のふくし科設置の事業計画
- (2) 幼稚園関係（公開）

- ① 大窪幼稚園の収容定員増に係る園則変更の事業計画
  - (3) 専修学校関係
    - ① 専修学校熊本 YMCA 学院の文化・教養専門課程設置の事業計画（公開）
    - ② 専修学校の設置の事業計画（非公開）
- ※議事は変更することがある。
- 4 傍聴者の定員  
10人
  - 5 傍聴手続
    - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
    - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部私学文書課中高等係）  
（電話 096-333-2064）

